

◆ 計画相談支援の実施方針

障害福祉サービス等の支給申請にかかる「サービス等利用計画(案)」の提出依頼を下記のとおり実施していく予定です。

⇒ 完全実施

【障害者】	平成24年												平成25年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
①現行サービス利用計画作成費の受給者	4月から必須															
②新規利用申請者	4月申請から原則必須※1 6月申請から必須															
③支給決定の更新が必要な方	10月更新から原則必須※2															
④支給決定の変更申請者	10月申請から原則必須※2															
【障害児】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
①現行サービス利用計画作成費の受給者	4月から必須															
② ①以外の方	24年度中は実施しない。															

* 短期入所のみの方は、25年4月から実施

* いずれもケアプラン、セルフケアプラン提出者を除く。

* 対象としていない方から、計画相談支援の希望の申出があった場合は実施する。

※1 訓練等給付について、5月末までに支給申請があったケース

⇒ 支給決定すべき日までの期間が短く、特定相談支援事業所におけるサービス等利用計画(案)の作成が困難と判断される場合は、従前の支給決定方法を可とする。

※2 申請者が遠方に居住するなど、計画相談支援を提供する特定相談支援事業所が見つからない場合などを想定